



長野県報

2月5日(月)
平成30年
(2018年)
第2946号

目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
正誤（人事課）	3

告 示

長野県告示第60号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

松本市反町字セドノ窪136、字前セド137、138の1、138の2、139の1から139の4まで、140、字長畠ケ141の1、141の2、142の1、142の2、143から146まで、字扇平147から150まで、字ヤセヲ151、152、字ハナカケ153の1、153のイ、154の1、154のイ、154のハ、字南留山156のイの1、156のイの2、156のイの3、156のロ、字カナクソ189、191、字長ノ尾1048の36、1048の37、1048の171から1048の174まで、1048の177から1048の192まで、1048の194から1048の201まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第61号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡富士見町富士見字大沢山11404の185・11404の194（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第62号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月5日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草5802・5806・5809の1（以上3筆について

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第63号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月5日

長野県知事 阿 部 守 一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町新開4748の1、4748のイ、4748のロ、4797から4815まで、4816の1から4816の4まで、4817から4829まで、4830のイ、4830のロ、4831、4834の1から4834の5まで、4835の6、4835の7、4837の1から4837の9まで、4838の1から4838の6まで、4839、4840、4841の1、4841の2、4842の1から4842の78まで、4843の1から4843の4まで、4844の1、4844の2、4845、4846のイ、4846のロ、4846のハ、4847から4851まで、4852のイ、4852のロ、4853、4895、4896の1、4896のロ、4897の1、4897のイ、4897のハ、4897のニ、4904

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第64号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月5日

長野県知事 阿 部 守 一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡生坂村大字北陸郷10082・10085の1・10086の1・10087の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、10089、10108、10110、10111

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年2月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月5日

長野県飯田建設事務所長 坂 田 浩 一

1 道路の種類 県道

2 路線名 松川インター大鹿線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村大草7282番の82地先から上伊那郡中川村大草7282番の83地先まで	旧	m 20.7~44.1	km 0.0460
同上	新	m 20.7~49.3	km 0.0460

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年2月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月5日

長野県飯田建設事務所長 坂 田 浩 一

1 路 線 名 松川インター大鹿線

2 供用を開始する区間

上伊那郡中川村大草7282番の82地先から

上伊那郡中川村大草7282番の83地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年2月5日午後3時

道路管理課

正 誤

平成29年12月1日付け長野県規則第40号「長野県組織規則の一部を改正する規則」中

ページ 行（箇所）

1 左側14

誤

次長	所長の職務執行の補佐及び所務の整理
安全運航管理幹	ヘリコプターの安全運航に関する専門的事務の総括掌理

】

正

次長	所長の職務執行の補佐及び所務の整理
安全運航管理幹	ヘリコプターの安全運航に関する専門的事務の総括掌理

】

に改める。

人 事 課